定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十二月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十一月二十九日

大阪市西区江戸堀二丁目三番九号

永易商工株式会社

代表取締役　永易　雅憲

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるデニス・スウィーニーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十一月二十九日

東京都中央区日本橋小舟町九番一七号日本橋デュープレックスビズ一一階

NYSE Technologies Connectivity, Inc.

（旧商号　NYSE Transact Tools, Inc.）

日本における代表者

デニス・スウィーニー

限定承認公告

本籍宮城県亘理郡山元町坂元字新代二八番地、最後の住所宮城県亘理郡山元町浅生原字作田山二番地六八　被相続人　亡　岩佐　秀樹

右被相続人は平成二十三年三月十一日死亡し、その相続人は平成二十三年十一月二十一日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十九日

仙台市青葉区片平一丁目五番二〇号三階

千代法律事務所

限定承認者岩佐咲子

代理人弁護士　廣瀬　公慈

限定承認公告

本籍茨城県石岡市国府一八七六番地一、最後の住所茨城県土浦市田中三丁目三番一五号

被相続人　亡　藤井　利男

右被相続人は平成二十三年九月十日死亡し、その相続人は平成二十三年十月三十一日水戸家庭裁判所土浦支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十九日

茨城県土浦市田中三丁目三番一五号

限定承認者　藤井　健市

限定承認公告

本籍京都府京都市下京区花屋町通櫛笥西入薬園町一七二番地の二、最後の住所京都府京都市下京区花屋町通櫛笥西入薬園町一七〇番地の一七　被相続人　亡　森　幸二

右被相続人は平成二十三年七月六日死亡し、その相続人は平成二十三年十一月十六日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十九日

大阪市北区西天満四丁目一三番八号尼信ビル八階

相続財産管理人森秀子

代理人弁護士　浅井　健太

金融商品取引業に係る事業の一部の譲渡の公告

当社は、内藤証券株式会社（住所大阪市中央区高麗橋一丁目五番九号）に対して当社の第一種金融商品取引業に係る事業の一部である対面営業部門を譲渡することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年一月四日です。

平成二十三年十一月二十九日

東京都千代田区神田小川町一丁目八番地ノ一

堂島関東証券株式会社

代表取締役　川口　文人

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年十二月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年十一月二十九日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号

日本アジアランド株式会社

代表取締役　中川　行康

特定社債権者集会招集公告

特定社債権者各位

左記のとおりアーセナルアセット特定目的会社第一回一号特定社債（一般担保付及び適格機関投資家限定）（以下「一号特定社債」といいます。）及びアーセナルアセット特定目的会社第一回二号特定社債（一般担保付及び適格機関投資家限定）（以下「二号特定社債」といい、一号特定社債と総称して「本特定社債」といいます。）につき、本特定社債の種類ごとに、各特定社債権者集会（以下、個別に又は総称して「本集会」といいます。）を開催いたしますので公告いたします。

本集会において議決権を行使される場合は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第百十八条にて特定社債に準用する同法第八十六条第二項の規定に基づく提示のため、ご所有の振替法第六十八条第三項各号に掲げる事項を証明した書面（以下「証明書」といいます。）を添え、平成二十三年十二月十三日までに次の場所にご送付願います。なお、本集会にご出席される場合は、当日ご所有の証明書（代理人ご出席の場合はさらに委任状）及び本人確認書類の提示が必要となりますので、ご持参ください。なお、本集会に当日ご出席願えない場合は、事前に書面を提出することにより議決権を行使することができます。かかる場合は、平成二十三年十二月六日から本集会が開催される日時までにご提出ください。なお、賛否の表示をされない場合は、賛成の意思の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

記

一、日時

一号特定社債につき、平成二十三年十二月二十一日（水曜日）午前八時三十分

二号特定社債につき、平成二十三年十二月二十一日（水曜日）午前八時四十分

一、場所（一号特定社債及び二号特定社債共通）

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　アーセナルアセット特定目的会社　本店会議室

一、集会の目的たる事項

本特定社債の社債要項の一部を変更する件

右議案は、本特定社債の社債要項の規定のうち、「社債等の振替に関する法律の適用」（第三項）、「利率」（第四項）、「利息支払の方法及び期限」（第八項）、「遅延損害金」（第九項）、「償還の方法」（第十項）、「発行会社の資金管理、利金支払及び元金償還の順序・方法」（第十一項）、「元利金等の支払の条件」（第十三項）、「発行会社の遵守事項」（第十五項）、「期限の利益喪失事由」（第十六項）、「告知義務」（第二十項）、「破産申立等の制限」（第二十八項）、別紙二「定義集」、別紙三「資金管理ルール」及び別紙四「発行会社の遵守事項」その他必要な事項の現行の記載を変更するために提出されるものです。

右記議案に関する詳細は、左記の連絡先にご照会ください。

（連絡先）東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　アーセナルアセット特定目的会社

平成二十三年十一月二十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　アーセナルアセット特定目的会社

取締役　横山　公一

正誤

ページ	段	行	誤	正
一一	下	終りから五行	頭を一字下げる。	

平成二十三年十一月十六日法務省告示第五百六号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

三ページ一段二一行目から二四行目までを削除する。

平成二十三年十一月二十五日（号外第二百五十二号）掲載の森紙業株式会社に係る合併公告（枠組）中

（印刷誤り）

八八ページ四段「（甲）掲載日」とあるは「（甲）掲載紙」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二十九日付第二五五号

●同日付（第一七八回）参

号六四ページ●同日付政府調達第二二三号二四ページ

会索引八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）